

「ジャパネットでんき」における「電気需給約款【低圧】」

「電気の供給に係る重要事項説明書」および料金表の改定について

平素より「ジャパネットでんき」をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、株式会社ジャパネットサービスイノベーションは、7月1日に「ジャパネットでんき」における「電気需給約款【低圧】」「電気の供給に係る重要事項説明書」および料金表を改定し、電気料金の見直しを実施いたします。

昨今の世界的な資源価格の高騰を背景とした燃料・卸電力市場価格の上昇、託送料金（電気を送るための送配電設備利用料金）の値上げにより、旧一般電気事業者（※1）において規制料金の見直しが実施されております。それに伴い、「ジャパネットでんき」へ見直し内容を反映し、旧一般電気事業者の規制料金と同じ料金単価に改定いたします。

※1 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の10事業者の総称

1. 変更内容

旧一般電気事業者の規制料金改定に準じ、電気料金単価と基準燃料価格など調整単価の算定諸元を見直します。電気料金単価の見直しにおける、一般的なご家庭（30A契約、270kWh想定）の各エリアの見直し幅は1.3%～23.7%です。変更後の具体的な単価等は別表をご覧ください。

2. 適用開始時期

2023年8月検針のご請求分からお客様の電気料金に反映いたします。

■お問い合わせ先

ジャパネットでんきカスタマーサポート

【電話番号】0120-441-230（9時～21時）

【Webサイト】<https://www.japanet.co.jp/shoppingelectricityindex.html>

参考

2023年5月時点の、一般的なご家庭における料金改定の影響

エリア	契約内容	現行料金	改定後料金	影響額 (見直し率)
北海道電力エリア	アンペアブレーカー契約	8,934円	10,368円	+1,434円 (+16.1%)
東北電力エリア	アンペアブレーカー契約	8,407円	8,879円	+473円 (+5.6%)
北陸電力エリア	アンペアブレーカー契約	6,895円	8,530円	+1,636円 (+23.7%)
東京電力エリア	アンペアブレーカー契約	8,192円	8,678円	+486円 (+5.9%)
中部電力エリア	アンペアブレーカー契約	8,113円	8,225円	+111円 (+1.4%)
関西電力エリア	最低料金制契約	7,329円	7,422円	+92円 (+1.3%)
中国電力エリア	最低料金制契約	8,596円	8,961円	+365円 (+4.3%)
四国電力エリア	最低料金制契約	7,857円	8,371円	+513円 (+6.5%)
九州電力エリア	アンペアブレーカー契約	6,792円	7,054円	+262円 (+3.9%)
沖縄電力エリア	最低料金制契約	9,956円	11,007円	+1,050円 (+10.5%)

※本試算は契約電流 30A、使用量 270kWh 月にて計算した、1 か月の電力料金となります。

※本試算には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金の値引き（-7 円/kWh）を含みます。

※現行料金の燃料費調整額は現行の算定方法で算出し、改定後料金の燃料費調整額は改定後の算定方法で算出しています。

※上記の金額は参考値のため、燃料費調整額や再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気のご使用量等により変動する可能性があります。

別表

1. 改定後の電気料金単価（円/税込）

北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	341 円 00 銭	374 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	511 円 50 銭	561 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	682 円 00 銭	748 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭	1,122 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭	1,496 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭	1,870 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭	2,244 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭	45 円 45 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1 (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	250 円 80 銭	403 円 70 銭

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭	374 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭	45 円 45 銭

東北電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	330 円 00 銭	369 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	495 円 00 銭	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	660 円 00 銭	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭	2,217 円 60 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭	36 円 46 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭	40 円 41 銭

八 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	261 円 80 銭	359 円 58 銭

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭	369 円 60 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭	29 円 71 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭	36 円 46 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭	40 円 41 銭

北陸電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭	302 円 50 銭
契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭	453 円 75 銭
契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭	605 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭	907 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭	1,210 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭	1,512 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭	1,815 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭	30 円 83 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭	34 円 72 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭	36 円 43 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	181 円 30 銭	302 円 50 銭

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭	302 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭	30 円 83 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭	34 円 72 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭	36 円 43 銭

東京電力エリアの場合の電気料金

(1)アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭	295 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭	442 円 86 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭	590 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭	885 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭	1,180 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭	1,476 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭	1,771 円 44 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円88銭	30円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時 までの1キロワット時につき	26円48銭	36円60銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	30円57銭	40円69銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1契約につき	235円84銭	321円42銭

(2)主開閉器契約等の場合〔従量電灯C相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量1キロボルトアンペアにつき	286円00銭	295円24銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円88銭	30円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	26円48銭	36円60銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	30円57銭	40円69銭

中部電力エリアの場合の電気料金

(1)アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭	297 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭	445 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭	1,782 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 04 銭	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 51 銭	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 46 銭	28 円 75 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	258 円 24 銭	266 円 06 銭

(2)主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭	297 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 04 銭	21 円 33 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	25 円 51 銭	25 円 80 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 46 銭	28 円 75 銭

関西電力エリアの場合の電気料金

最低料金契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	341 円 01 銭	433 円 41 銭
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭	20 円 31 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭	25 円 71 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭	28 円 70 銭

中国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	336 円 87 銭	712 円 67 銭
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 76 銭	32 円 83 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 44 銭	39 円 51 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 56 銭	41 円 63 銭

四国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	411 円 40 銭	667 円 00 銭
電力量 料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭	30 円 66 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 99 銭	37 円 28 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 50 銭	40 円 79 銭

九州電力エリアの場合の電気料金

(1)アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約電流 10 アンペア	297 円 00 銭	316 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	445 円 00 銭	474 円 36 銭
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭	1,897 円 44 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭	23 円 88 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭	26 円 88 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	改定前	改定後
1 契約につき	314 円 79 銭	334 円 26 銭

(2)主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	改定前	改定後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭	316 円 24 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	改定前	改定後
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭	18 円 28 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット 時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭	23 円 88 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭	26 円 88 銭

沖縄電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		改定前	改定後
最低 料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	402 円 40 銭	640 円 75 銭
電力量 料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 95 銭	40 円 07 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 49 銭	45 円 61 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 47 銭	47 円 59 銭

2. 改定後の燃料費調整算定諸元

エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 (円) (最低料金が 適用される場合)	基準燃料 価格 (円)	α 、 β および γ の値	基準単価 (円) (最低料金が 適用される場合)	基準燃料 価格 (円)
北海道	$\alpha = 0.4699$	19銭7厘	37,200円	$\alpha = 0.1874$	17銭3厘	80,800円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 0.7879$			$\gamma = 1.0036$		
北海道 (離島)	$\alpha = 0.0000$	-	-	$\alpha = 1.0000$	0銭1厘	79,300円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$			$\gamma = 0.0000$		
東北	$\alpha = 0.1152$	22銭1厘	31,400円	$\alpha = 0.0259$	19銭7厘	83,500円
	$\beta = 0.2714$			$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.7386$			$\gamma = 0.8915$		
東北 (離島)	$\alpha = 0.0000$	-	-	$\alpha = 1.0000$	0銭1厘	79,300円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$			$\gamma = 0.0000$		
北陸	$\alpha = 0.2303$	16銭1厘	21,900円	$\alpha = 0.0415$	16銭5厘	79,800円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.0745$		
	$\gamma = 1.1441$			$\gamma = 1.2499$		
東京	$\alpha = 0.1970$	23銭2厘	44,200円	$\alpha = 0.0048$	18銭3厘	86,100円
	$\beta = 0.4435$			$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.2512$			$\gamma = 0.6584$		
中部	$\alpha = 0.0275$	23銭3厘	45,900円	$\alpha = 0.0275$	23銭3厘	45,900円
	$\beta = 0.4792$			$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$			$\gamma = 0.4275$		
関西	$\alpha = 0.0140$	16銭5厘 (2円47銭5厘)	27,100円	$\alpha = 0.0140$	16銭5厘 (2円47銭5厘)	27,100円
	$\beta = 0.3483$			$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$			$\gamma = 0.7227$		
中国	$\alpha = 0.1543$	24銭5厘 (3円68銭0厘)	26,000円	$\alpha = 0.0406$	21銭2厘 (3円18銭5厘)	80,300円
	$\beta = 0.1322$			$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 0.9761$			$\gamma = 1.1994$		
中国 (離島)	$\alpha = 0.0000$	-	-	$\alpha = 1.0000$	0銭1厘 (1銭7厘)	79,300円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$			$\gamma = 0.0000$		
四国	$\alpha = 0.2104$	19銭6厘 (2円15銭4厘)	26,000円	$\alpha = 0.0875$	15銭4厘 (1円69銭4厘)	80,000円
	$\beta = 0.0541$			$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.0588$			$\gamma = 1.1770$		
九州	$\alpha = 0.0053$	13銭6厘	27,400円	$\alpha = 0.0053$	13銭6厘	27,400円
	$\beta = 0.1861$			$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$			$\gamma = 1.0757$		
九州 (離島)	$\alpha = 1.0000$	0銭3厘	52,500円	$\alpha = 1.0000$	0銭3厘	79,300円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$			$\gamma = 0.0000$		
沖縄	$\alpha = 0.2410$	31銭6厘 (3円15銭7厘)	25,100円	$\alpha = 0.0065$	27銭3厘 (2円72銭8厘)	81,500円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1282$			$\gamma = 1.1152$		
沖縄 (離島)	$\alpha = 0.0000$	-	-	$\alpha = 1.0000$	2銭6厘 (26銭4厘)	79,300円
	$\beta = 0.0000$			$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$			$\gamma = 0.0000$		

※北海道電力/東北電力/中国電力/九州電力/沖縄電力エリアは、燃料費調整と離島ユニバーサル調整をあわせて「燃料費等調整額」として算定します。